

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成29年8月30日(水) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第16号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて
日程第5 議案第17号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

(報告:宇治市総合野外活動センター「アクトパル宇治」グラウンド・ゴルフ場全面オープンについて)

- 日程第6 議案第18号 平成30年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択について
日程第7 議案第19号 平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択について
日程第8 議案第20号 平成29年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	加 賀 爪 毅
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	岸 本 文 子	副 部 長	伊 賀 和 彦
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸

教育総務課長	縄手 弘	学校教育課長	富治林順哉
一貫教育課長	金久 洋	教育総務課副課長	吉田秀平
生涯学習課副課長	前田 暢	一貫教育課副課長	辻 弘一
一貫教育課総括指導主事	渡邊和孝		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加藤冬子	教育総務課主事	奥田峻也
-------------	------	---------	------

開 会 (午後6時)

委員長より、本日の会議に傍聴の申請があり、許可した旨の報告がある。

開会宣言 委員長が8月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告

- (1) 第5次総合計画第3期中期計画について(8/15全員協議会)
- (2) 平成30年度市立幼稚園園児募集について
- (3) 第27回紫式部文学賞受賞作品の決定について
- (4) 宇治市教育委員会後援事業について

以上4件を報告する。

[説明]

(1) 第5次総合計画第3期中期計画について(8/15全員協議会)

第2期中期計画の総括と第3期中期計画に係る現況と課題などの資料をとりまとめて報告した。その中で文教福祉常任委員会所属の議員から質問や意見があった。それは、評価の基準や公立幼稚園の問題、宇治公民館の耐震問題、中学校給食の実施時期やトイレ改修等であった。中学校給食に関して、今年度に検討調査費が計上されたが、現在先進的に取り組んでいる他団体の状況を調査しており、現時点で実施時期を明確にするには困難であ

る。また、トイレ改修について、財源確保の問題を兼ね合わせて順次整備を進めているが、今年度中には完了しないため、引き続き第3次学校施設整備計画に位置付けて取り組む課題として認識している。その他の課題についても関係部局と調整し、基本的な考え方を早期にとりまとめて、所管の常任委員会に報告したい。これから専門部会でも議論され、最終的に中期計画がまとまる予定である。

(2) 平成30年度市立幼稚園園児募集について

現在、本市公立幼稚園の今後のあり方について検討しているため、10月に実施している次年度の公立幼稚園園児募集を延期する。

(3) 第27回紫式部文学賞受賞作品の決定について

紫式部文学賞選考委員会は、推薦作品58点の中から第27回紫式部文学賞の受賞作品を、津村記久子氏の『浮遊霊ブラジル』に決定した。

津村氏は昭和53年に大阪で生まれ、平成17年には『マンイーター』で、太宰治賞を受賞されたのをきっかけに、平成28年に『この世にたやすい仕事はない』で芸術選奨文部科学大臣新人賞を受賞された。

贈呈式は平成29年11月19日に宇治市文化センターで開催され、9月上旬に発表予定の紫式部市民文化賞受賞者とあわせて表彰される。

(4) 宇治市教育委員会後援事業について

公益財団法人京都府公園公社主催の「第7回太陽が丘アクアスロン大会」他15件、計16件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 園児募集の延期理由は何か。

[事務局] 今年3月の宇治市立公立幼稚園検討委員会による提言から関係部局との協議を重ね、今後の方針をまとめるのに遅れているからである。

[委 員] どのような内容の協議をしているのか。

[事務局] いろいろな担当部署があり、それぞれ予算や政策的な協議をしている。

[委 員] 現状で入園児数が定員の3分の1だが、募集延期による入園児数の減少はないのか。

[事務局] 募集時期による影響は少ないと想定している。

[委 員] 事務手続きの期間を含めて、間に合うように募集するのか。

[事務局] 過去には11月頃に募集を実施していた時期があり、手続きが間に合うよう対応していきたい。

[委 員] 適正規模や適正配置、就学前教育のために、預かり保育や3年保育、中核的な役割は実施されるのか。

[事務局] それらは検討中であり、本市の公立幼稚園に対する課題を整理しながら、持続可能で効果的な公立幼稚園のあり方の検討を行っているところである。

[委員] 検討内容はいつごろまとまるのか。

[事務局] 当面の方向性は、まとまりつつあるが、具体的な日程は決まっていない。市長はじめ理事者との協議を進めており、最終的な案が決まり次第方針を示し、本会議でも協議をお願いするところである。

○日程第4 議案第16号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて

[説明] 平成29年7月3日に公布された同条例の附則により、この条例は公布された日付から6月を超えない範囲で、教育員会規則で定める日から施行する。施行期日は平成29年9月16日とする。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第5 議案第17号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

(報告：宇治市総合野外活動センター「アクトパル宇治」グラウンド・ゴルフ場全面オープンについて)

[説明] グラウンド・ゴルフ場を専用して使用できる団体の人数を80人以上から50人以上とする。新しくオープンするグラウンド・ゴルフ場を、より多くの方に気軽に団体で使用していただくため、専用使用できる人数を引き下げたものである。これに伴い、その他文言整理を別途行うものとする。

[質疑]

[委員] 利用者の条件の変更による周知措置はどのように行っていくのか。

[事務局] 市政だよりやホームページ、窓口で周知していく。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

[説明] 議案第16・17号が可決されたことで、グラウンド・ゴルフ場全面オープン記念式典は、市の主催で平成29年9月16日(土)午前10時から開催され、(公財)宇治市野外活動センター主催で「グラウンド・ゴルフ講習会&秋の感謝デー」が同日開催で行われる。また、参加者に対して無料で開放し、初心者向けの講習会も開催される。

[質疑]

[委員] この周知措置はどのように行っていくのか。

[事務局] 本日可決されたことにより、明日以降アクトパル宇治を通して周知していく。

○日程第6 議案第18号 平成30年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科
図書の採択について

[説明] 小・中学校の特別支援学級において当該学年用検定教科書を使用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定教科書やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。また、採択そのものの手続きは、学校教育法第34条第1項に基づく教科用図書とは異なり、設置責任者による独自採択となる。

本議案は、平30年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について「一般図書採択一覧表」の図書を採択したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、議決を求めるものである。

[質疑]

[委員] 各学校が、一般図書採択一覧表の中から児童に応じたものを選んで、教科用図書として使用していくのか。

[事務局] 特別支援学級の児童で当該学年用検定教科書の使用が適当でないと考えられた場合、各校から使用したい図書の申請がある。その図書の内容に関して、一貫教育課で精査したものを各教科において使うこととなった。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第7 議案第19号 平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図
書の採択について

[説明] 本議案は、平成30年度から小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、去る7月24日開催の山城教科用図書採択地区協議会における協議結果を受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

山城教科用図書採択地区協議会では、採択する教科用図書の協議をおこなうにあたり、意見を広く聴取するために教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施している。

本市でも6月5日から7月5日までの間、市内の4小学校（神明小学校、小倉小学校、岡屋小学校、木幡小学校）と市役所6階において教科用図書の見本を展示し、24名の閲覧と22件の意見書の提出を受けている。これらの意見を含む山城地域全体の意見も踏まえて協議された結果、「特別の教科道徳」の教科用図書として、新学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を取り入れ、「考え議論する道徳」とするための発問の深さ、また、「道徳ノート」など若手教員にとって教えやすいよう配慮されていることから、日本文教出版が選定された。この間、教育委員の方々には、8月21日に教科用図書見本の閲覧、また教科用図書調査報告書・教科書展示における意見集約表などにより考察してもらった。事務局として、山城教科用図書採択地区協議会における調査員の報告内容により協議され、選定された教科用図書の結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[質疑]

[委員] 8月21日に、8社の道徳の教科書を見比べたところだが、山城教科用図書採択地区協議会は、どのような基準や観点で行われたのか。

[事務局] 採択基準として、本日配付した資料、調査報告書にもあるように、1．学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること、2．内容や構成が学習指導を進める上で適切であること、3．使用上の便宜が工夫されていることの3点が上げられている。また、採択の観点としては、この3点の基準に対して、1では、「全体としての特徴や創意工夫」が、2では、「道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫」、「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めるための工夫」、「児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮」、「情報モラルと現代的な課題のとりあつかい」、「他の教科等との関連」の5点が、最後に3では、「表記・表現の工夫」が示されているところである。

[委員] 山城教科用図書採択地区協議会で検討された基準や観点については理解した。加えて、山城地区ということで、特に大切にしたい視点はありますか。

- [事務局] 山城教科用図書採択地区協議会では、山城地区の児童にとって最も適切な教科用図書を採択するため、「若手教員でも授業で使いやすいこと。」「公教育として多種多様な意見が反映されており、公平性が担保されていること。」「児童が主体的・対話的に学習に取り組みやすくなっていること。」の3つの視点を大切に検討・協議が行われた。
- [委員] 山城教科用図書採択地区協議会の協議結果には、現場の教職員の意見は反映されているのか。
- [事務局] 山城教科用図書採択地区協議会では、宇治地区を含めた5ブロックから、現役の教員を調査員に委嘱して、教科書の調査研究と話し合いが、5回にわたって行われた。
採択委員は、調査員の代表から、その調査結果の報告を協議会で聞いた上で、協議を行ったことから、教職員の意見は反映されているものと考えている。
- [委員] 法定展示や巡回展示というかたちで市民の方々にも教科書の展示がされ、多くの意見が寄せられたということだが、寄せられた意見は協議結果に反映されているのか。
- [事務局] 法定展示、巡回展示、いずれかの教科書展示で閲覧された方は、山城地区全体で260名、意見書を提出された数は214件となっている。
寄せられた意見を集約した物が、山城教科用図書採択地区協議会の資料の1つとされた。また、協議会に寄せられた意見も参考にしながら検討されたものと考えている。
- [委員] 山城教科用図書採択地区協議会で、選定にあたって、議論の中心になったのは、どのようなことか。
- [事務局] 若手教職員にとって使いやすいものはどのようなものか、例えば、8社中3社が作っているノートは意味があるのか。また、評価を行うにあたっては、ノートは良いものなのかというようなハード的な面での議論、さらに児童にとって、考え議論できるために文書が読み取りやすいことや、発問の深さなどというようなソフト面、いわゆる教科書の内容について議論がされた。
- [委員] 山城教科用図書採択地区協議会で、平成30年度以降使用の小学「特別の教科 道徳」教科用図書として、日本文教出版社が選定されたのは、どのような理由からか。また、日本文教出版社のものだけが評価され選定されたのか、2番目に評価されたものや、他に評価された教科書はなかったのか。
- [事務局] 採択委員の議論の中で、日本文教出版の教科書については、別冊の道徳ノートの活用で、児童の心の変遷が残り、自分の学習を振り返ることにより、自らの成長を意識できること。また、評価の一助にもなるものであると評価された。さらに、教材文が読みやすく、理解し、考え、討

論するという主体的、対話的な学習に取り組みやすい内容であり、発問の深さについても高い評価があったことが採択された理由と考える。2番目という具体的なものではないが、協議の中で東京書籍の教科書は、いじめ問題など深く各学年で取り扱っていることや書き込みが比較的少なくベテラン教員であれば上手く活用できそうであることが評価されていた。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第8 議案第20号 平成29年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 平成29年9月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から8月28日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としてこの内容に異議がないとするものである。

議案は「平成29年度宇治市一般会計補正予算(第3号) 宇治市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するについて」である。

まず、はじめに「平成29年度宇治市一般会計補正予算(第3号)」について、歳出は、学校給食調理委託事業では、平成29年度末で契約期間が満了となる、菟道小学校、大開小学校、宇治小学校、岡屋小学校の4校の学校給食調理業務委託の更新に係る経費について1億8,200万円の債務負担行為を設定するものである。

次に、「宇治市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するについて」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項で、勤務時間中の職務専念義務が新たに規定されたことにより、具体的な勤務時間と職務専念義務の特例について定めることが必要となることから、条例の制定を行うものである。本条例は平成29年10月12日施行となる。

[質 疑]

[委 員] 学校給食の調理委託に関する付帯決議の対応をどのように整理したのか。

[事務局] 付帯決議の内容は、大久保小学校での入札不調と双葉給食の破産に伴う入札執行について、適切な予定価格を検討することと契約にあたってのリスクマネジメントを考慮すること、発注・契約のあり方について検討することであった。

初めに予定価格について、市場価格の動向や本市と契約している業者からの見積もりで、現在の予定価格が適正価格であるかを検討した。また、京都・大阪府下の各市における予定価格の調査を実施している。

次に、契約にあたってのリスクマネジメントについて、平成28年度以降の契約について業者が何らかの理由で業務が継続できなくなった場合、業務の代行保証を契約条項に入れて、リスクの軽減を図っている。現在、1業者が5校までの制限をかけているが、これについては1業者が5校より少ない数になると、業者としては宇治市での事業参入がしにくくなるので、当面の間上限5校までとしている。

最後に、発注・契約については、本市の学校給食調理に関して公募型指名競争入札の公平性からこれまでどおり公募型指名競争入札を行う。最終的には、業者選定委員会で適切な発注方法については吟味される。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時45分)